

和歌山県立医科大学医学部教授選考実施規程

制 定 平成27年 3月31日和医大規程第88号
最終改正 平成30年 6月29日和医大規程第19号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学教員選考規程（昭和47年1月25日和医大規程第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、和歌山県立医科大学の医学部の教授（以下「教授」という。）の採用及び昇任に関する選考の方法等について定めるものとする。

(教授候補者選考の時期等)

第2条 規程第2条第1号に該当するときは、学長は、原則として当該年度の6月の教育研究審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、教授候補者（以下「候補者」という。）の選考を開始するものとする。

2 規程第2条第2号、第3号及び第4号に該当するときは、学長は速やかに審議会に諮問し、候補者の選考を開始するものとする。

3 規程第2条の場合において、学長は、審議会の審議を経て、候補者の選考の必要がないと決定したときは、同条による選考を行わないことができる。

(選考に係る基本方針)

第3条 候補者の選考にあたっては、あらかじめ、候補者の選考に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

2 基本方針は、審議会の審議を経て、学長が策定する。

3 基本方針においては、次に掲げる事項を定める。

(1) 選考に係る候補者の教育、研究、臨床等に関する基本的な考え方

(2) 候補者に求める人物像

(3) その他候補者の選考に関し必要な事項

(選考機関)

第4条 候補者の選考のため、審議会に医学部教授選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。

2 選考会議は、医学部教授会構成員をもって組織する。ただし、基礎医学部門（先端医学研究所を含む。）及び臨床医学部門（地域医療支援センター及び臨床研究センターを含む。）の候補者を選考する場合にあっては、教養・医学教育大講座の教授は審議に加わらないものとする。

3 教育研究開発センターの教授については、当該教授の専門分野及び経歴に応じ、選考会議の審議を経て議長が所属する部門を決定するものとする。次条第2項本文においても同様とする。

4 選考会議の議長は、医学部長とする。

5 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した教授がその職務を代行する。

(選考委員会)

第5条 選考会議に、選考する教授ごとに教授候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置くものとする。

2 選考委員会委員の構成は、原則として、別表のとおりとする。ただし、後任を選考される教授は、当該後任の候補者を選考する委員になることができない。

3 前項に規定する委員は、学長、副学長（医学部長、保健看護学部長及び附属病院長を除く。）、医学部長及び附属病院長が協議の上、教授の中から指名するものとする。

4 候補者に推薦された者は、委員になることができない。

5 委員長は、医学部長をもって充てる。

6 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

7 副委員長は、委員の互選により選出し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 副委員長は、委員長を補佐し、選考委員会の協議に基づき、他の委員とともに選考に必要な資料等を作成するものとする。

9 選考委員会は、選考上、必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴取することができる。

10 委員長の許可を得た教員は、選考委員会に出席し傍聴することができる。

(候補者の推薦)

第6条 候補者は、推薦によるものとする。

- 2 前項の推薦に際しては、推薦者は推薦書を提出しなければならない。
- 3 前項の推薦書については、当該候補者が、選考委員会の審議を経て選考委員長から指名、推薦された者である場合に限り、省略することができる。
- 4 選考委員会委員は、推薦者になることができない。

(選考委員会による候補者選考)

第7条 選考委員会は、候補者について、規程によるほか、人物像、経歴、研究業績その他必要事項(以下「人物像等」という。)を調査の上、原則3名を選定し、選考会議に推薦するものとする。ただし、推薦する候補者の人数について、やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 教養・医学教育大講座の教授選考にあつては、選考委員会は、原則として候補者1名を選定し、選考会議に推薦するものとする。ただし、教養教育を行う上で、候補者の専門分野等について広く意見を徴し、判断を求めることが必要であると認める場合は、複数の候補者を選定し、推薦することができる。
- 3 第1項及び第2項の規定により推薦する候補者を選定するための選考委員会は、全委員の4分の3以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 4 選考委員会は、第1項及び第2項ただし書きの規定により選定する候補者には、できる限り順位を付するものとし、その方法は、各順位毎に単記無記名投票により行うものとする。
- 5 選考委員会は、必要と認めた候補者には教育、研究及び臨床等に関する基本的な考え方について発表させるとともに、質疑応答の場を設けるものとする。これらに加え外科系講座の教授の選考にあつては、原則として、手術の見学を行うものとする。
- 6 選考委員会は、選考経過等を適宜、選考会議に報告するものとする。
- 7 選考委員会は、候補者を選考会議に推薦する際は、選定理由等も併せて報告するものとする。

(選考会議における選考)

第8条 選考会議は、選考委員会から推薦された候補者につき、審議の上、投票を行い、1名の候補者を選定する。ただし、選考委員会から推薦された候補者が1名の場合は、候補者としての適否について投票するものとする。

- 2 前項の投票を行うための選考会議は、その構成員の4分の3以上の出席がなければ成立しないものとする。
- 3 議長は、第1項の投票に加わるものとする。ただし、議長が教養・医学教育大講座の教授の場合にあつては、この限りではない。
- 4 後任を選考される教授は、当該後任の候補者の選考における第1項の投票に加わらないものとする。
- 5 第1項の投票は、単記無記名投票とし、代理投票は認めない。
- 6 選考会議は、第1項の投票において投票総数(白票及び他事記載等を含む。以下同じ。)の過半数を得た候補者を人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 7 第1項本文の投票において、白票の数が最多数を得た候補者の得票数を上回ったときは、次項の規定を適用せず、選考会議は投票結果を付してその旨を審議会に報告するものとする。
- 8 選考会議は、第1項本文の投票の結果、投票総数の過半数を得た候補者がなく、かつ、前項に規定する場合に該当しないときは、多数得票の順位に従い、上位得票者2名について決選投票を行い、多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。ただし、決選投票(次項の第2位を決める投票を含む。)においては、白票及び他事記載等は無効とする。
- 9 前項の決選投票を行うにあたり、第1項本文の投票において得票第1位の候補者が1名で第2位の候補者が複数あるときは、第2位の候補者について投票を行い、多数を得た候補者を第2位とし、第1位の候補者及び第2位の候補者で決選投票を行い、多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。ただし、第2位を決める投票において得票第1位の候補者が複数あるときは、第1項本文の投票における第1位の候補者及び複数の第2位の候補者で決選投票を行い、最多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 10 第8項の決選投票を行うにあたり、第1項本文の投票において得票第1位の候補者が3名以上のときは、当該3名以上の候補者について決選投票を行い、最多数を得た候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 11 第8項から前項までの決選投票において得票第1位の候補者が複数あるときは、第1項本文の規定にかかわらず、当該複数の候補者を投票結果及び人物像等を付して審議会に推薦するものとする。
- 12 第1項ただし書きの場合において、投票総数の過半数を得た候補者がいないときは、選考会議は投票

結果を付してその旨を審議会に報告するものとする。

- 13 公務等により投票に参加できないときは、不在者投票を行うことができるものとする。
- 14 前項の規定による不在者投票を行った者は、第2項に規定する選考会議の出席者数には加えないものとする。
- 15 第13項の規定は、第8項の決戦投票には適用しない。
- 16 前3項に定めるもののほか、不在者投票に関する事項については別に定める。

(審議会の答申)

第9条 審議会は、前条第6項及び第8項から第11項までの規定により選考会議によって推薦された候補者について、第3条の基本方針に基づき、審議し、その結果を学長に答申するものとする。

(候補者の決定)

第10条 学長は、審議会の答申を踏まえた上、候補者を決定するものとする。

- 2 学長は、候補者を決定した場合は、速やかに審議会へ報告するものとする。

(就任の内諾)

第11条 学長は、前条の規定により決定した候補者に対し、速やかに就任の内諾を得るものとする。

(再選考)

第12条 審議会は、次の各号に掲げる場合は、審議の上、選考委員会の存続又は解散を決定するものとする。

- (1) 第10条の規定により、候補者を決定できないとき。
- (2) 第8条第7項及び第12項の報告を受けたとき。
- (3) 前条の規定による内諾が得られないとき。
- (4) その他やむを得ない事情により候補者が就任できなくなったとき。

- 2 前項の規定による審議の結果、選考委員会の存続を決定した場合は、引き続き当該選考委員会に選考を付託するものとする。

- 3 第1項の規定による審議の結果、選考委員会の解散を決定した場合は、改めてこの規程の定めるところにより選考を行う。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、審議会において構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意がなければならない。

(雑則)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、審議会において定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県立医科大学医学部教授選考実施規程(昭和45年10月1日和歌山県立医科大学規程第3号。以下「旧規程」という。)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に選考が継続している教授の選考については、第4条第2項ただし書きは適用せず、旧規程に基づいて置かれた選考委員会をこの規程により置かれた選考委員会とみなして、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月29日から施行する。

別表

部門	選考委員会委員の構成			
	医学部長	教養	基礎	臨床
教養	1名	全ての者	3名	
基礎	1名	—	5名	2名
臨床	1名	—	2名	5名

備考 選考委員会委員の構成の教養欄中の「全ての者」には、後任を選考される教授は含まない。